内国為替（同時決済口）取引についての日本銀行金融

ネットワークシステムの利用に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、内国為替（同時決済口）取引についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）の利用に関する基本的な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）利用者

　　　日本銀行との間で当座勘定（同時決済口）に関する約定を結んだ金融機関等のうち、内国為替制度における母店を有する金融機関等であり、内国為替（同時決済口）取引に関する特約を結んだ金融機関等をいう。

（２）利用先

　　　当座勘定（同時決済口）を利用する利用者の営業所等をいう。

（３）全銀ネット

　　　一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークをいう。

（利用のための届出）

第３条　全銀ネットは、次の各号に掲げる事項を日本銀行に書面により届出るものとする。また、当該事項に変更が生じた場合も同様とする。

（１）名称および所在地

（２）代表者の氏名

（３）代理人により内国為替（同時決済口）取引についての諸届出等を行う場合にはその氏名

（４）内国為替（同時決済口）取引についての諸届出等に使用する印鑑または署名鑑

（５）その他日本銀行が定める事項

２．全銀ネットは、前項各号に掲げる事項に変更があった場合には、日本銀行に書面によりその旨届出るものとする。

３．前２項の規定により現に届出られている事項が事実と異なるために、日本銀行からの書類等が延着し、または到達しなかった場合には、当該書類等は通常到達すべき時に到達したものとみなす。

（特定振替依頼）

第４条　全銀ネットは、当座勘定（同時決済口）に関する規則（以下「同時決済口規則」という。）第９条第２項に規定する特定振替の依頼（以下「特定振替依頼」という。）を行うことができる。

２．全銀ネットは、特定振替依頼を行う場合には、優先度として、優先または通常のいずれかを指定するものとする。

３．全銀ネットは、特定振替依頼を行う場合には、その依頼のための電文に日本銀行が定める事項を付すことができる。

４．日本銀行は、特定振替依頼が行われた場合には、全銀ネットに特定振替依頼を行わせた利用先（以下「振替依頼人」という。）に対してのみ、当該振替依頼人の当座勘定（同時決済口）からの引落および振替金受取人（当該特定振替により入金を受ける利用先をいう。以下同じ。）の当座勘定（同時決済口）への入金の義務を負う。

５．特定振替依頼は、日銀ネットを利用して、日本銀行が別に定める時刻までに行うものとする。

６．日本銀行は、特定振替依頼の金額が１件１億円未満である場合には、その特定振替依頼を拒絶する。

（事務処理の通知）

第５条　日本銀行は、特定振替依頼に基づき、利用先の当座勘定（同時決済口）の入金または引落を行った場合および同時決済口規則第１１条第１項の規定により特定振替依頼を待機させた場合には、全銀ネットならびに通知を希望する振替依頼人および振替金受取人に対してのみ、日銀ネットによりその旨を通知する。

２．日本銀行は、特定振替依頼にかかる同時決済口規則第９条第６項の規定により特定振替依頼が取消された場合（同時決済口規則第１４条第１項の規定により特定振替依頼が取消されたものとみなした場合を含む。）には、全銀ネット、振替依頼人および通知を希望する振替金受取人に対してのみ、日銀ネットによりその旨を通知する。

３．振替依頼人または振替金受取人は、第１項または前項の通知を希望する場合には、一部のみ通知を希望することはできない。

４．日本銀行は、第１項または第２項のほか、別に定める場合においては、全銀ネットに対し、日銀ネットにより必要とする通知を行う。

５．全銀ネットは、第１項、第２項および第４項の通知の内容について異議のある場合には、直ちに日本銀行にその旨を連絡するものとする。

６．振替依頼人および振替金受取人は、第１項または第２項の通知の内容について異議のある場合には、直ちに日本銀行にその旨を連絡するものとする。

（免　責）

第６条　日本銀行が相当の注意をもってその受付けた書類の印影または署名を第３条の規定により全銀ネットが届出た印鑑または署名鑑と相違ないものとして認めた場合には、全銀ネットが当該書類により届出または願出を行ったものとみなす。

２．前項の場合において、日本銀行は当該書類について偽造、変造その他の事故があったために生じた損害については、責任を負わない。

３．日本銀行は、第４条第１項に規定する特定振替依頼に係る電文を受信した場合において、その電文をこの規則の定めるところにより相当の注意をもって取り扱ったときは、全銀ネットまたは利用先において事務の処理が遅延し、または不能もしくは不完全となったために生じた損害については、責任を負わない。

４．日本銀行は、全銀ネットまたは利用者がこの規則または第８条の規定により日本銀行が指示した事項もしくは第９条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したために生じた損害については、責任を負わない。

（手数料の支払義務）

第７条　全銀ネットは、内国為替（同時決済口）取引についての日銀ネットの利用に関して、日本銀行が別に定める手数料を、日本銀行が別に定める方法により支払うものとする。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第８条　日本銀行は、日銀ネットの障害等によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または全銀ネットもしくは利用先にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

（所要事項の決定等）

第９条　日本銀行は、内国為替（同時決済口）取引についての日銀ネットの適切な運営を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

（解約等）

第１０条　日本銀行、全銀ネットまたは利用者は、２か月の予告期間をもって、内国為替（同時決済口）取引についての日銀ネットの利用に関する約定を解約することができる。当該解約のための意思表示は、書面により行うものとする。

２．日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに全銀ネットもしくは当該利用者との内国為替（同時決済口）取引についての日銀ネットの利用に関する約定の全部もしくは一部を解約し、または全銀ネットもしくは当該利用者による内国為替（同時決済口）取引についての日銀ネットの利用の全部もしくは一部を一定期間制限することができる。

（１）全銀ネットまたは利用者がこの規則に違反した場合。

（２）全銀ネットまたは利用者が第８条の規定により日本銀行が指示した事項に違反した場合。

（３）全銀ネットまたは利用者が前条の規定により日本銀行が定めた事項に違反した場合。

（４）全銀ネットまたは利用者が日本銀行金融ネットワークシステム利用基本規則（以下「利用基本規則」という。）に違反した場合。

（５）全銀ネットまたは利用者が利用基本規則第１０条の規定により日本銀行が指示した事項に違反した場合。

（６）全銀ネットまたは利用者が利用基本規則第１１条の規定により日本銀行が定めた事項に違反した場合。

（７）利用者が当座勘定規定第１９条第２項各号に掲げるいずれかに該当する場合。

（８）利用者が同時決済口規則第２４条第２項各号に掲げるいずれかに該当する場合。

（９）その他内国為替（同時決済口）取引についての日銀ネットの円滑な運営を阻害するおそれがあると日本銀行が認めた場合。

３．日本銀行は、第１項の規定により日本銀行または利用者が内国為替（同時決済口）取引についての日銀ネットの利用に関する約定を解約する場合、前項の規定により日本銀行が利用者との内国為替（同時決済口）取引についての日銀ネットの利用に関する約定の全部または一部を解約する場合および前項の規定により日本銀行が利用者による内国為替（同時決済口）取引についての日銀ネットの利用の全部または一部を一定期間制限する場合には、全銀ネットに遅滞なくその旨を通知する。

（規則の改正）

第１１条　日本銀行は、内国為替（同時決済口）取引についての日銀ネットの適切な運営を確保するため、必要ある場合は、この規則を改正することができる。